

事業者指導状況（令和5年度上半期）

1 条例に基づく調査指導等

札幌市消費生活条例に基づき、不当な取引行為を行っている疑いがある事業者に対し、調査・指導を実施している。

調査を継続しているもの 2件

「不動産賃貸業者」が不実の記載をして契約を締結しており、また消費者等からの苦情に対応しなかったため、昨年度の是正指導に続いて是正勧告に向けた意見陳述機会を付与。

「電気通信事業者」が勧誘目的の不明示や不実告知による訪問販売を行っており、是正指導に向けて調査を実施。

2 消費者トラブル拡大防止に向けた取組

(1) 電気通信事業者 3件

「大手電気通信事業者3社」に対して、本市消費者センターに寄せられた消費者相談から相談件数の多い携帯ショップや相談類型について情報提供することにより、販売代理店への指導など自主改善を促す取組を実施。

(2) 速やかな初期対応 5件

条例による調査指導は時間を要するため、事案が軽微で改善が見込まれるものについて、電話などで注意喚起を促すなど、速やかな消費者被害の拡大防止を図っており、電気通信や不用品回収、排水管清掃、除排雪サービス、新聞勧誘業者に対して注意喚起などを行った。

(3) 他機関への情報提供

特定商取引に関する法律等を管轄している北海道警察や北海道庁等と、日ごろから不当な取引行為を行う事業者の情報共有を行うことにより、消費者被害の拡大防止に向けた連携を行っている。